

**資料3 南部サービスポイントの名称および連携・協力体制図(図7)の修正に係る意見等
意見・修正案に対する対応方針案**

項目	意見・修正案	対応方針案
<p>第4章 図書館整備に 向けた考え方</p> <p>南部サービスポ イントの名称</p>	<p>当初の「南部館」という名称が最もふさわしいと考える。</p> <p>機能も他の3館と比較すると見劣りし、かなりの格差を感じる。当初に示されていた3館体制では明確に「南部館」と位置づけられ、南部の拠点になっていたため、地域住民感情からしても格下げの印象が強い。読書熱が高い稲枝地域からは地域間格差を感じており、フルスペック・フル装備の南部館を強く希望する。南部サービスステーションという名称にも他の館と名称・機能も違い抵抗感がある。「脚注1：図書館以外で、図書館のサービスを受けられる場所のこと」とあり、さらに違和感がある。</p> <p>地域住民や町づくり協議会、稲枝地域の保・幼・小・中学校、読書ボランティア団体等関係者から広く直接意見を聞く公聴会・協議会等の機会を是非設けてほしい。</p> <p>P22 「サービスステーション」→「南部館」の修正</p> <p>P23 ②書庫 5行目(仮称)中部館→付け足しで「南部館」</p> <p>P30 5 南部サービスステーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスステーションの名称→「南部館」 ・P29の項を用いる ・設置場所は、公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましい→南部館整備場所では明記されていた文言「整備場所については、市の南部にあって、公共機関を使った利用ができ、幅広い年齢層からの利用が見込めるところにあって、一定の用地が確保できる場所を考え、JR稲枝駅西口周辺から公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましい」とする。 	<p>計画策定時の中央館のサービス利用圏域は、亀山学区までとしていたことで、稲枝地域のほぼ全域がサービス利用圏域外となるため、南部館整備が盛り込まれていましたが、整備予定地が亀山学区の清崎町地先に決定したことで、稲枝東学区のほぼ全域と稲枝北学区の半分以上がカバーされることや、旧ひこね燦ばれすを(仮称)中部館として活用することなどに伴い、図書館整備の考え方を再整理する必要が生じました。</p> <p>このため、開架規模と利用圏の範囲、市内の人口分布や地理・地形的特性、交通アクセスなどを勘案するとともに、図書館整備に必要な多額の施設整備費や、毎年度必要となるの管理運営費なども考慮し、検討した結果、図書館サービスの拠点となる中央館と、地域館として現図書館を活用した北部館、旧ひこね燦ばれすを改修した(仮称)中部館を整備するほか、早期に稲枝地域の図書館サービスの向上を図るため、分館的な機能を兼ね備えた「南部サービスステーション」を設置する改訂素案としたものです。</p> <p>なお、委員のご意見等も踏まえ、南部サービスステーションは、将来の学区人口やJR稲枝駅周辺整備等の状況を見極めながら、引き続き整備の在り方を検討していくこととしていますので、改訂素案の修正案のとおりとします。</p>

	<p>* 稲枝地域には駅東に聖泉大学、商業施設等があり、利用者増が見込まれる。西口周辺地域には小学校・幼稚園・保育園もあり、歴史的文化的価値が高い「稲部遺跡」もある。今後埋蔵文化保存のための具体的な動きがあれば、稲枝駅周辺部を例えば「文化学術研究」の拠点として、総合的に整備して町づくりを推進することが出来る。</p> <p>・ 記述の中の「分館的な機能を兼ね備えた」とはどのような機能なのか。具体を示してほしい。分館との違いは何なのか、示してほしい。</p>	<p>〈意見への回答〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスステーションは、分館ではなく、分館的な機能を兼ね備えた場所を設置するものであり、名称については、利用されていけば定着するものと考えています。 ・ 改訂素案は、意見公募を実施し、広く市民から意見を求めるため、特定の地域や団体等の関係者からご意見を伺うことは考えておりません。 ・ 分館的機能とは、児童図書を中心とした一定の開架スペースや閲覧・学習スペースの確保などを想定しています。
<p>第4章 7 図書館と各関係機関・施設・団体との連携・協力体制について</p> <p>図7 連携・協力体制図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部サービスステーションの欄は南部館 ○ 図書館サービス業務 ○ 開架スペース等スペース等の設置による学びの応援 他 ○ <u>読書ボランティア団体などの活動支援</u> ○ <u>特設コーナーによる情報発信</u> を追記する。 	<p>「読書ボランティア団体などの活動支援」や「特設コーナーによる情報発信」については、中央館や地域館の役割であるため、原案のとおりとします。</p>